

# 仕 様 書

1. 件 名                    令和5年度コピー用紙の購入契約(単価契約)
  
2. 予定数量及び納品場所  
別紙のとおり。  
調達予定数量については、契約期間中における発注の見込み数であり、当該数量分の発注を確約するものではない。
  
3. 仕 様
  - (1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」別記2. 紙類において定められている算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であることを証する品質証明書等を提出すること。
  - (2) バージンパルプ(合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたものを除く。)が使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
  - (3) 納品する製品は総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されている物であること。ただし製品にその内訳が記載されていない場合は、ウェブサイト等で容易に確認でき、参照先が明確であること。
  - (4) A4及びB4については、500枚単位で包装のうえ、2,500枚を箱詰めとすること。  
A3については、500枚単位で包装のうえ、1,500枚を箱詰めとすること。
  
4. 納 入
  - (1) 発注を受けた日から10日以内に所定の納品先へ納入すること。
  - (2) 発注は毎月1回とするが、緊急の場合にはこの限りではない。
  - (3) 納入に要する経費(送料及びその他の費用)はすべて受注者の負担とする。
  - (4) 納入にあたっては、当局職員の検査を受けたのち、指示する場所へ運び入れること。
  - (5) 検査の結果、全部または一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに当該物品を引取り、その代替品を指定した日時までに納入するものとする。また交換に要した費用は受注者が負担することとする。
  
5. 請求及び支払
  - (1) 代金の請求は、履行終了後、その都度書面にて行うものとする。突破的な発注があった場合についても同様とする。
  - (2) なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
  
6. その他
  - (1) 本仕様書の各項目に不明な点がある場合は、担当職員と打合せを行い、その指示に従うこと。
  - (2) 本仕様に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報は、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

仕様書 別紙

納品先	郵便番号	住所	電話番号(庶務担当)	予定数量(箱)		
				A4	A3	B4
四国運輸局本局	760-0019	香川県高松市サンポート3-33	087-802-6717	575	15	5
徳島運輸支局本庁舎	770-0941	徳島県徳島市万代町3丁目5-2	088-622-7622	30	5	0
徳島運輸支局応神町庁舎	771-1156	徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1	088-641-4811	180	0	0
香川運輸支局	761-8023	香川県高松市鬼無町字佐藤20-1	087-882-1357	225	5	0
愛媛運輸支局	791-1113	愛媛県松山市森松町1070	089-956-9957	510	5	0
今治海事事務所	794-0033 794-0013	R5.4.1~ 愛媛県今治市東門町4-3-16(旧城東小学校) R5.6.12~ 愛媛県今治市片原町1丁目3番地2	0898-33-9001	40	0	0
宇和島海事事務所	798-0003	愛媛県宇和島市住吉町3丁目1-3	0895-22-0260	20	0	0
高知運輸支局本庁舎	781-8010	高知県高知市棧橋通5丁目4-55	088-832-1175	35	5	0
高知運輸支局大津庁舎	781-5103	高知県高知市大津乙1879-1	088-866-7311	170	5	0
合 計				1,785	40	5

包装単位

A4 500枚×1冊 5冊で1箱

A3 500枚×1冊 3冊で1箱

B4 500枚×1冊 5冊で1箱